

介護報酬の地域区分について

1 介護報酬における地域区分の考え方

介護報酬は、サービスの内容、事業所の所在する地域等を勘案し、サービス等に要する平均的な費用を勘案して設定するものとされている。

具体的には、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、1単位10円を基本として、地域別・サービス別に1単位当たり単価を割増ししている。

なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであるため、財政的に増減を生じさせないようにすることが原則である。

○参考 地域区分と人件費割合

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

人件費割合70%のサービス	訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/居宅介護支援/介護予防支援
人件費割合55%のサービス	訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/短期入所生活介護/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護
人件費割合45%のサービス	通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設

※サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

2 経緯

平成12年の介護報酬設定時は、国家公務員の調整手当を基本として地域区分を設けたが、その際、国の官署がない地域の一部の地方自治体については、要望を踏まえた設定を認めた。

その後、国家公務員の調整手当については、平成17年の人事院勧告において、平成18年度から地域手当として再編されたが、介護報酬の地域区分については、平成24年度介護報酬改定で、国家公務員の地域手当に準拠する見直しを行った。

鈴鹿市を亀山市と同等の区分とすることで、鈴鹿亀山地区広域連合内の均衡を図っている状況である。

3 第7期介護保険事計画における地域区分の方向性（要望事項）

現在、国家公務員の地域手当の見直しにおいて、鈴鹿市が4級地 12%、亀山市が6級地 6%とされている。

平成29年10月27日開催の第148回社会保障審議会介護給付費分科会において、論点として「地域区分については、平成29年度介護報酬改定の審議報告により、特例（完全囲まれルール）と経過措置の適用について、自治体の意向を確認した上で平成30年度改定で実施することが適当であるとされた。」また、「上記を受けて、自治体に対して地域区分に関する意向調査を行ったところであり、その結果を平成30年度からの地域区分の級地に反映してはどうか。」とあげられている。それを受けた対応案として、平成30年度からの地域区分については、自治体の意向を取りまとめて作成した「平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域の一覧（案）」の通りとしてはどうか。」とされている。地域区分の適用地域一覧によると、鈴鹿市と亀山市は6級地 6%とされているため、その案通りとしていきたいと考える。

○第6期計画期間における地域区分

市名	区 分	適 用 区 分
鈴鹿市	4級地 12%	6級地 6%
亀山市	6級地 6%	

○第7期計画期間における地域区分（案）

市名	区 分	適 用 区 分
鈴鹿市	4級地 12%	6級地 6%
亀山市	6級地 6%	